

令和 6 年度

要 覧



オーテピア高知声と点字の図書館

OTEPIA Kochi Talking Book & Braille Library

TEL:088-823-9488 FAX:088-820-3218

令和 6 年 6 月

目 次

1	略年表	1
2	令和6年度運営方針	3
3	令和6年度実施計画	4
4	組織	7
5	施設	8
6	予算	9
7	令和5年度蔵書統計	10
8	令和5年度実施計画成果	12
9	関係条例・規則等	28

1 略年表

1967(S42)年	10月	高知点字図書館設置
	12月	第1回点訳奉仕者講習会・第1回録音奉仕者講習会開催
1968(S43)年	7月	「竹内寿亀点字文庫」開設
1969(S44)年	12月	「高知県点字文庫」開設
1972(S47)年	7月	県委託事業「第1回点訳奉仕員養成講座」開催
1974(S49)年	1月	県委託事業「第1回朗読奉仕員養成講座」開催
	11月	対面による読書会開始
1975(S50)年	3月	「すぐ読む会」発足 委託朗読スタート
1978(S53)年	9月	「祖父江良夫文庫」開設
1979(S54)年	4月	録音オープンリールテープのカセット化開始
1980(S55)年	11月	第1回対面朗読講習会開催
1981(S56)年	1月	対面朗読スタート
1983(S58)年	9月	「高知朗読奉仕者友の会」結成
1987(S62)年	10月	20周年記念式典及び講演会開催
1988(S63)年	1月	点訳奉仕者の会「高知ブライユの会」結成
1990(H 2)年	2月	日本アイ・ビー・エムのホストコンピューターとパソコン通信でつながる
1992(H 4)年	12月	旭食品株式会社から 1,000 万円の寄附を受け、高知点字図書館竹内基金設置
1994(H 6)年	11月	大原富枝文学館に大原作品の録音図書を寄贈(60 タイトル 459 巻)
1997(H 9)年	5月	点字即時情報ネットワーク(JBニュース)事業を県より受託, JBニュース発行開始
	10月	30周年記念式典, 講演会, 福祉機器展開催。「30周年記念誌」発行
1999(H11)年	6月	デジタル録音図書読書機プレクストーク, CD録音図書貸出開始
2000(H12)年	4月	視覚障害者を対象としたパソコン講座開講
2007(H19)年	10月	40周年記念式典及び講演会, 三者交流会開催
2010(H22)年	4月	全国視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」運用開始

2011(H23)年	1月	故岡村洋子氏の遺言による寄附金を原資に高知点字図書館事業振興基金設置
	3月	新点字図書館基本構想策定
	7月	新図書館等複合施設整備基本計画公表
2012(H24)年	3月	新図書館等複合施設等基本設計公表
2014(H26)年	6月	第1回テキストデイジー講習会開催
	9月	第1回対面音訳ボランティア養成講座, スキルアップ研修会を高知県立図書館と合同で開催
2015(H27)年	11月	新点字図書館の名称「オーテピア高知声と点字の図書館」に決定
2016(H28)年	4月	仮設市民図書館・点字図書館開設
	11月	新点字図書館サービス等検討委員会設置
2017(H29)年	3月	「オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画」策定
	11月	50周年記念式典, 講演会, 三者交流会開催
	12月	オーテピア竣工, 引渡し
2018(H30)年	7月	オーテピア高知声と点字の図書館開館
	11月	第1回高知声と点字の図書館運営協議会開催
2019(H31)年	3月	高知桜ライオンズクラブから録音図書再生機46台(オーテピア高知図書館23台, 声と点字の図書館23台)の寄贈を受ける
2019(H31)年	4月	高知桜ライオンズクラブから寄贈を受けた録音図書再生機を活用し, オーテピア高知図書館と共同で県内の福祉施設, 特別支援学校(学級), 公立図書館に各種バリアフリー図書や読書機器等をセットで貸し出す「さくらバリアフリー文庫」サービス開始
2019(R元)年	12月	故祖父江良夫氏ご遺族から録音図書再生機12台の寄贈を受ける
2021(R3)年	7月	携帯型デイジープレーヤー, マルチメディアデイジー再生用タブレット, 触察3Dモデル貸出開始
2022(R4)年	3月	「第2期オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画」策定
	4月	音声読み上げに対応した図書館向けの電子雑誌閲覧サービス「Kono Libraries(コノライブラリーズ)」の正式提供開始(高知図書館と共同実施)

2 令和6年度運営方針

～すべての人を『本』の世界へ～

県内には、障害、高齢、病気など様々な理由で活字図書での読書が困難な方が多くいます。

声と点字の図書館は、すべての人が読書を楽しめるように、録音図書や点字図書などのバリアフリー図書で読書を積極的にサポートしていきます。

- 1 第2期オーテピア高知声と点字の図書館サービス計画の推進
 - ・ 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実
 - ・ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実
 - ・ 県民、市民との協働による読書・情報サービスの充実

- 2 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実への取り組み
 - ・ 読書が困難な人が多く利用する施設等(福祉、教育、医療機関など)との連携・協力
 - ・ 市町村図書館等との読書バリアフリーサービス連携・協力体制の構築
 - ・ 読書バリアフリー推進事業の実施

- 3 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実への取り組み
 - ・ 高知県眼科医会の進めるロービジョンケア「高知家のいっぽ」の取り組み継続
 - ・ 読書バリアフリー推進事業の実施(再掲)

- 4 県民、市民との協働による読書・情報サービスの充実への取り組み
 - ・ 読書バリアフリーについての啓発やPR
 - ・ ボランティアの養成及びスキルアップ等の講座を開催し、ボランティア活動の推進を図る。

3 令和6年度実施計画

【重点目標】

関係機関及び県内市町村図書館と連携，協力し，県下全域の読書困難者への読書支援を推進する。

I 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実

○成果指標：新規利用登録者数

○【令和6年度目標値：80人（令和5年度実績63人）】

5年度実績63人内訳は次のとおり

声と点字の図書館の新規登録者数55人

連携協力図書館の新規登録者数8人（香南市5人，香美市2人，安芸市1人）

取組内容

利用促進に効果的な当事者に関わる福祉・医療・教育関係機関・施設，市町村図書館等と連携，協力して読書困難者の読書環境の充実を図る。

- 1 読書が困難な人が多く利用する施設等（福祉，教育，医療機関など）との連携・協力
読書困難者の発見と当館への紹介など，当事者をサービスにつなげるサポートを担ってもらえる協力機関と連携・協力して読書困難者へサービスを提供する。また，新たに作業療法士や理学療法士，言語聴覚士等のリハビリテーションの専門職との連携・協力を研究し，連携・協力の輪を広げていく。《障害者相談支援センター，地域包括支援センター，特別支援学校（学級），医療機関（眼科，リハビリテーション科等）》
- 2 市町村図書館等との読書バリアフリーサービス連携・協力体制の構築
サピエ図書館の導入などバリアフリーサービスを実施している市町村図書館と連携・協力して地域の読書困難者へサービスを提供する。また，実施図書館間での情報交換の場を設けることで，より一層の連携を図る。《サービス実施中5館，サービス実施予定1館》
- 3 読書バリアフリー推進事業の実施
読書バリアフリー法関連の国補助事業（障害者 ICT サポート総合推進事業，地域における読書バリアフリー体制強化事業）を活用し，録音図書再生機の貸出，ICT 活用支援，携帯型デジプレーヤー，マルチメディアデジ再生用タブレットの貸出など，障害者がより手軽にバリアフリー図書を利用できるサービスを実施する。

4 利用者交流会の実施

図書を通して利用者同士や登録ボランティアが交流する機会を設ける。

Ⅱ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

○成果指標:視覚障害等に関する相談件数

○【令和6年度目標値:300件(令和5年度実績321件)】

第2期サービス計画(令和4年度～8年度)では年間300件を目標とする。

取組内容

○高知県眼科医会の進めるロービジョンケア「高知家のいっぽ」の取り組み継続

開催日	行事内容	備考
9月16日(予定)	ルミエールフェスタ(視覚障害者向け福祉機器展示会, 盲導犬教室, 三者交流会等)	4階ホール・集会室・研修室
10月6日(予定)	目の健康講座(高知県眼科医会主催)	4階ホール・集会室・研修室

○読書バリアフリー推進事業の実施(再掲)

特にICT活用などについて, 視覚障害, ロービジョン対象のメニューを充実させる。

Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

○成果指標:ボランティアによる図書製作数

○【令和6年度:目標値】ボランティアアンケートによる図書製作数

図書製作数(タイトル数): ボランティア活動調査による図書製作数の集計

点字図書	240	テキストデージー	5
録音図書	98	マルチメディアデージー	5

取組内容

○読書バリアフリーについての啓発や PR

○ボランティアの養成及びスキルアップ等の講座を開催し、ボランティア活動の推進を図る。

(図)⇒オーテピア高知図書館連携

	開催日	行事内容	備考
啓発・PR	5月9日～5月22日	パネル展示「ボランティア活動紹介・養成講座募集」	1階休憩コーナー・展示スペース
	10月10日～10月23日	パネル展示「(仮)サービス紹介」	1階休憩コーナー・展示スペース
	11月3日	バリアフリー映画会 (図)	4階ホール
	1月9日～1月22日	パネル展示「(仮)サービス紹介」	1階休憩コーナー・展示スペース
ボランティア活動推進	6月15日～3月22日	点訳ボランティア養成講座	1階会議室
	7月16日	読みの調べ方講座(ボランティア対象) (図)	4階研修室
	8月3日～3月15日	音訳ボランティア養成講座	4階研修室他
	12月	対面音訳スキルアップ研修 (図)	4階研修室
	1月11日	デジタル資料制作ボランティア養成講座	1階会議室

4 組織

高知市健康福祉部 福祉事務所 声と点字の図書館

16名(正職員8名 再任用副主幹1名 任期付短時間勤務職員2名
会計年度任用職員5名)

- ・ 館長(視覚障害者生活訓練指導員):館内業務全般統括
- ・ 副館長:館内業務全般補佐
- ・ 点字図書館担当係長:館内業務全般補佐, 予算管理
- ・ 再任用副主幹(司書):利用促進, 図書館等関係機関連携
- ・ 主任(音訳指導員):マルチメディア・テキスト(デイジー)担当, 補助金関係
- ・ 主任(司書):音訳担当, 対面音訳サービス
- ・ 主査:情報支援担当, 対面音訳サービス
- ・ 主査:庶務, 広報, 出前講座等啓発・PR
- ・ 主査(司書):点訳担当, 対面音訳サービス
- ・ 専門員(司書)2名:貸出・読書支援(※任期付短時間勤務職員)
- ・ 会計年度任用職員 5名
点訳担当1名, 音訳担当2名, デジタル担当1名, 職員業務補助1名

- ・ 併任職員:高知県子ども・福祉政策部障害福祉課課長補佐

○高知市事務分掌規則(平成12年4月1日規則第51号)抜粋

声と点字の図書館

- (1) 点字図書, 録音図書等に関すること。
- (2) 点訳・音訳その他声と点字の図書館ボランティアの育成及び支援に関すること。
- (3) 視覚障害者等への情報支援に関すること。
- (4) 声と点字の図書館の運営管理に関すること。

5 施設

- 設立年月日 平成 30 年7月 24 日
- 所在地 高知市追手筋2丁目1-1 オーテピア1階
- 休館日:月曜日(祝日の場合は開館)／毎月第3金曜日(8月及び祝日を除く)／資料特別整理期間(8月中に4日間)／年末年始(12月29日～1月4日)
- 開館時間:火曜～金曜(午前9時～午後8時)／土曜(午前9時～午後6時※7・8月は午後8時まで)／日曜・祝日(午前9時～午後6時)

○諸室

室名	面積(m ²)	室名	面積(m ²)
閲覧室	112.45	録音室(前室)	14.89
会議室	54.01	録音室(1)	6.5
対面音訳室 1	7.39	録音室(2)	7.09
対面音訳室 2	6.52	録音室(3)	6.5
対面音訳室 3	7.75	録音室(4)	7.09
相談室 A	18.36	事務室	51.66
相談室 B	6.83	発送・作業室	41.56
ボランティアスペース	77.86	印刷・製本室	18.63
校正室	17.07	録音図書用書庫	68.69
編集室(1)	9.33	男子更衣室	4.37
編集室(2)	7.11	女子更衣室	10.73
保管庫	21.67	点字書庫	189.89
上記小計			773.95
廊下・トイレその他			143.99
合計			917.94

○設備・備品

室名等	設置備品・機器等
閲覧室	音声パソコン, デイジー図書再生機, デイジー図書再生用タブレット, 点字ディスプレイ他
視覚障害者向け機器展示コーナー	拡大読書器各種, ルーペ各種, 音声時計・体重計・体温計, 音声読書器, ロービジョン筆記用具, 便利グッズ他
ボランティアスペース	点訳・デジタル資料製作用パソコン, スキャナー, 自動ページ読取機
録音室	録音ブース, 録音機材
印刷・製本室	点字プリンタ
バリアフリー設備	点字ブロック, 音声案内, 磁気ループ(補聴)

6 予算

(単位:千円)

事業名	令和5年度予算			令和6年度 予算(当初)
	予算		決算	
	当初	補正・ 流用後		
声と点字の図書館運営協議会委員報酬	130	130	115	130
職員給与費	70,832	68,577	68,505	75,444
会計年度任用職員給与費 (点字情報ネットワーク事業の1名分含む)	4,836	7,719	7,719	5,478
施設管理費 ・光熱水費, 施設維持管理費	8,952	8,918	8,141	8,522
運営事業費 ・図書製作, 貸出, 広報誌郵送等	1,703	1,967	1,937	1,932
点字情報ネットワーク事業費 ・点字ニュース発送	106	110	110	120
声と点字の図書館ボランティア養成事業費 ・点訳・音訳ボランティア養成	1,662	1,569	1,552	1,612
視覚障害者情報支援事業費 ・ルミエールフェスタ, 講座, 相談等	411	411	411	194
声と点字の図書館利用促進事業費 ・各種バリアフリー図書購入 ・電子雑誌閲覧サービス等	1,108	1,162	1,158	1,148
声と点字の図書館ボランティア活動推進事業費 ・ボランティアスキルアップ研修 ・ボランティア活動支援	3,950	3,672	3,466	3,927
読書バリアフリー推進事業費	1,074	1,157	1,110	1,074
声と点字の図書館竹内基金積立金	6	6	0	2
声と点字の図書館事業振興基金積立金	32	32	2	12
合 計	94,802	95,430	94,226	99,595

7 令和5年度蔵書統計 (令和6年3月31日時点)

点字図書		冊数	タイトル数	割合 (%)
0	総記	738	241	1.91
1	哲学・宗教	1,629	502	3.99
2	歴史・地理	3,805	849	6.74
3	社会科学	4,920	1,592	12.64
4	自然科学	4,526	1,658	13.16
5	技術	1,254	598	4.75
6	産業	618	207	1.64
7	芸術	1,295	469	3.72
8	言語	1,970	507	4.03
9	文学	18,377	5,415	42.99
	その他※	1,698	558	4.43
計		40,830	12,596	100.00

(凡例)

- ・ 区分はサピエ図書館におけるNDC分類による
- ・ 児童書を含む
- ・ 割合はタイトル数による
- ・ その他※
高知県関係,サピエNDC未分類等

録音図書		カセット図書			CD録音図書		
		巻数	タイトル数	割合 (%)	枚数	タイトル数	割合 (%)
0	総記	1,163	519	5.62	311	311	3.51
1	哲学	2,503	485	5.25	266	265	2.99
2	歴史	4,287	675	7.31	403	403	4.55
3	社会科学	3,121	550	5.95	665	662	7.47
4	自然科学	2,546	634	6.86	713	703	7.93
5	技術	1,058	304	3.29	188	188	2.12
6	産業	376	79	0.86	104	104	1.17
7	芸術	1,250	262	2.84	252	252	2.84
8	言語	190	51	0.55	39	39	0.44
9	文学	31,361	4,809	52.07	5,621	5,617	63.38
	その他※	3,385	868	9.40	339	318	3.59
計		51,240	9,236	100.00	8,901	8,862	100.00

マルチメディアデジタル図書		枚数	タイトル数	割合(%)
0	総記	3	3	0.41
1	哲学	10	10	1.36
2	歴史	5	5	0.68
3	社会科学	52	52	7.06
4	自然科学	25	25	3.39
5	技術	6	6	0.81
6	産業	4	4	0.54
7	芸術	77	77	10.45
8	言語	14	14	1.90
9	文学	367	367	49.80
	その他※	174	174	23.61
計		737	737	100.00

8 令和5年度実施計画成果

【重点目標】

関係機関及び県内市町村図書館と連携，協力し，県下全域の読書困難者への読書支援を推進する。

I 「読書が困難な人」の読書・情報環境の充実

○成果指標：新規利用登録者数

○【令和5年度目標値：70人（令和4年度実績51人）】

令和5年度は令和元年度実績数（62人）への回復を目標とする。

○成果 新規利用登録者数 63人 達成率 90%

- ・声と点字の図書館の新規登録者数 55人
- ・連携協力図書館の新規利用登録者数8人（香南市5人，香美市2人，安芸市1人）

○評価・分析

- ・声と点字の図書館の登録者数は前年度から22%増（45人→55人）。
- ・視覚障害者については前年度から46%増（26人→38人）。
- ・令和4年度から読書バリアフリーサービスを開始した香南市野市図書館，香美市立図書館では，5年度新規利用登録者は7人。
- ・令和5年度から読書バリアフリーサービスを開始した安芸市民図書館での新規利用登録者は1人。
- ・令和5年度は居宅介護支援及び障害児支援事業所の研修会等にて読書バリアフリーサービスの説明会を実施し，事業所等からの紹介による新規利用登録者は9人。

○課題

- ・令和4年度から開始した福祉機関等の連携や，市町村図書館との連携による読書バリアフリーサービス実施などの取組を継続し，さらに拡大していくことが必要である。
- ・令和5年度は居宅介護支援事業所及び障害児支援事業所の研修会等にて読書バリアフリーサービスの説明会を実施し，新規利用登録者9人の成果があったことから，6年度以降も継続し，事業所等への周知を行っていくことが必要である。

<新規登録者数>

()内は(高知市:高知市以外)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
新規登録者	62人 (39:23)	44人 (24:20)	44人 (30:14)	45人 (29:16)	55人 (33:22)		
内 訳	視覚障害	27人(18:9)	31人(16:15)	24人(16:8)	26人(13:13)	38人(19:19)	
	その他の 障害	16人(9:7)	4人(3:1)	12人(10:2)	7人(7:0)	6人(3:3)	
	内 訳	肢体	5	2	3	3	4
		知的	3	0	4	1	1
		発達	5	1	5	2	1
		精神	1	0	0	1	0
		聴覚	1	1	0	0	0
		その他	1	0	0	0	0
	※読書困難	19人(12:7)	9人(5:4)	8人(4:4)	12人(9:3)	11人(11:0)	
	内 訳	①	17	8	8	8	10
②		2	1	0	3	1	
③		0	0	0	1	0	

※読書困難

- ①活字をそのままの大きさと読めない、長時間集中して読めない
- ②目で読んでも文字や内容がわからない又は内容を記憶できない
- ③本を持つことやページをめくることが困難

＜取組実績＞

1. 市町村図書館との連携協力

読書バリアフリーサービス開始の市町村図書館をサポート（予算資料等作成支援，サピエ図書館加入，サービス要綱等の作成，録音図書再生機，タブレット貸出，PRパンフレット制作，図書貸出業務等）

- ・令和5年度中の読書バリアフリーサービス開始のための支援
安芸市民図書館（令和5年9月～読書バリアフリーサービス開始）
四万十町立図書館，梶原町立図書館（サービス開始予定）
- ・令和6年度読書バリアフリーサービス実施支援の案内送付（10月）
南国市立図書館（令和6年度サービス開始予定）

2. 福祉関係機関等との連携協力

(1) 読書バリアフリー福祉機関等連携事業の実施

読書困難者が多く利用する福祉・教育・医療関係機関等と，声と点字の図書館が連携・協力し，より多くの読書困難者を読書バリアフリーサービスの利用につなげることを目的とする。福祉関係機関等の利用者に読書が困難な人がいた場合などに，本人の同意を得て声と点字の図書館に紹介していただく。

【事業説明会等の開催実績】

高知市基幹型地域包括支援センター

5月31日（基幹包括担当者10名）

6月12日（北部ケアプラン包括担当者25名）

6月13日（南部ケアプラン包括担当者20名）

高知市地域包括支援センター連絡会

6月20日（14センター，30名）

高知市居宅介護支援事業所研修会

6月15日（南ブロック51名），6月15日（北ブロック39名）

7月13日（東ブロック40名），7月24日（西ブロック40名）

高知市特定相談支援事業所研修会

8月22日（40名）

高知市児童発達支援管理責任者研修会

9月29日（40名）

室戸市保健福祉担当部署を訪問し，事業説明

2月9日（室戸市保健介護課・生涯学習課職員）

【事業による新規利用登録者】 令和5年度：個人9人

(2) 高知ふくし機器展への出前図書館

(11月17～18日, オーテピア高知図書館合同)

3. 読書バリアフリー関係セミナー等への講師派遣

- ・日本ロービジョン学会モーニングセミナー(7月1日, 東京都)
「読書バリアフリー法のロービジョンケアにおける活用」
(御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター 参加者80名)
- ・2023年度サピエ研修会(7月6日～7日, 大阪市)
事例報告「手のひらサイズの録音図書再生機の貸出サービス」
- ・令和5年度読書バリアフリー研修会(8月31日, 佐賀県)
「みんなでつなぐ読書バリアフリー!～オーテピア高知声と点字の図書館の取り組み～」
(佐賀県立図書館主催 佐賀勤労者総合福祉センター 参加者100名)
- ・全国視覚障害者情報提供施設中部ブロック研修会(11月10日)
事例発表「手のひらサイズの録音図書再生機の貸出サービス」
- ・令和5年度徳島県図書館大会・日本図書館協会四国ブロックの集い
「図書館とSDGs—未来のためにできること—」
(2月15日, 徳島県)

4. 来館者数など

- ・来館者数 令和5年度47,080人(令和4年度41,830人)
- ・視察・見学数 学校見学49校(2,696人)
インターンシップ・職場体験10件(18人)
その他視察見学33件(257人)

5. 電子雑誌閲覧サービス「Kono Libraries」

オーテピア高知声と点字の図書館・オーテピア高知図書館において、障害者サービス及び多文化サービス向上のため令和4年4月から正式導入(令和3年7月から試行導入)。

- ・インターネットを利用して個人のスマートフォン、タブレット等で24時間、いつでもどこでも電子雑誌を閲覧
- ・視覚障害者等の読書困難者へのバリアフリー対応機能(音声読み上げ、文字拡大、高コントラスト)や、国内雑誌だけではなく外国語雑誌の提供など在住外国人等の外国語母語者も利用できる。
- ・実績 累積利用者数2,026人(令和6年3月31日現在)
読まれた雑誌号数 6,525号

6. 読書バリアフリー推進事業

読書バリアフリー法関連の国補助事業(障害者 ICT サポート総合推進事業)を活用

(1) 利用者等へのデージー図書再生機等貸出回数 合計 522 回

- ・ デージー図書再生機 (個人 71 回 団体 27 回)
- ・ 携帯型デージープレーヤー (個人 321 回 団体 36 回)
- ・ アンドロイドタブレット (個人 16 回 団体 7 回)
- ・ iPad (個人 4 回 団体 40 回)

(2) 利用相談, 指導, トラブルサポートなどの件数

	視覚障害	その他の障害など	団体	合計
読書情報機器関係(デージープレーヤーなど)	57	5	8	70
福祉機器相談 (拡大読書器, 音声読書器など)	37	2	1	40
情報機器関係 (PC, スマホ, タブレットなど)	83	6	4	93
合計	177	13	13	203

(3) サピエ利用支援(新規登録者6人)

(4) ICT サポーター講習(障害者の身近な家族, 教員等の支援者を対象にサピエ図書館の利用や ICT 利活用をサポートできる人材を養成:39 人)

Ⅱ 視覚に障害のある人の生活を支援する情報提供の充実

○成果指標:視覚障害等に関する相談件数

○【令和5年度目標値:300件(令和4年度実績246件)】

第2期サービス計画において計画期間中の目標値(相談件数)を年間300件に設定
※視覚障害以外のその他の障害、福祉施設等、その他の相談等も含む。

○成果 相談件数328件 達成率109%

○評価・分析

昨年度実績から82件増。大きな要因として、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、来館者数対応が23件、訪問件数が29件増えたことが挙げられる。

昨年よりも新規利用登録者も増えたことから、図書利用や録音図書再生機の操作対応件数が昨年よりも増加となっている。

また、スマホ、タブレットについては利用者の関心も高く、相談内容が多岐にわたるため、個別で対応を行うことで、相談者の理解度を高めることができた。

○課題

スマートフォンなどの情報機器関係の相談内容が多岐にわたることと、操作技術など最新の情報を入手することなど相談指導体制の充実を図る必要がある。

<令和5年度取組実績> ※()内は令和4年度実績数

- 1 視覚障害者(ロービジョン含む) 265 (198) 件
※訪問51件、来館123件、電話80件、メール9件、その他2件
市内207件 市外51件 県外7件
(内、眼科からの紹介・高知家のいっぽ 7(9)件)

【相談等件数】

- ① 図書利用41(26)件 ② 読書情報機器関係57(35)件 ③ 福祉機器相談37(45)件
④ 情報機器関係83(56)件 ⑤ 福祉サービス5(10)件 ⑥ その他42(26)件

- 2 その他の障害等 19 (24) 件

※訪問6件、来館8件、電話5件、メール0件、その他0件
市内15件 市外4件

【相談等件数】

- ① 図書利用5(7)件 ② 読書情報機器関係5(7)件 ③ 福祉機器相談2(2)件
④ 情報機器関係6(5)件 ⑤ 福祉サービス0(0)件 ⑥ その他1(3)件

3 福祉施設, 特別支援学校, 医療機関 37 (22) 件

※訪問 8 件, 来館 8 件, 電話 19 件, メール 2 件, その他 0 件

市内 22 件 市外 9 件 県外 6 件

【相談等件数】

- ① 図書利用 9 (7) 件 ② 読書情報機器関係 8 (3) 件 ③ 福祉機器相談 1 (3) 件
④ 情報機器関係 4 (0) 件 ⑤ 福祉サービス 1 (0) 件 ⑥ その他 14 (9) 件

4 その他 7 (2) 件

<取組実績>

- ・ ルミエールフェスタ (視覚障害者向け福祉機器展示会) (9 月 18 日)
来場者数: 機器展示会 175 人 (盲導犬体験歩行 9 人, 高知県立盲学校出前講座「点
字名刺づくり」24 人を含む), 盲導犬教室 37 人, 日常用具・便利グッズの最新情
報セミナー 35 人, 触察 3D 模型体験講習会 9 人
- ・ 高知県目の健康講座 (高知県眼科医会主催) への協力 (10 月 1 日)
- ・ 視覚障害オンライン講座 (ルミエールサロン主催) への参加 (11 月 29 日, 1 月
18 日)
- ・ 網膜色素変性症医療講演会への協力 (1 月 27 日)

Ⅲ 県民・市民との協働による読書・情報サービスの充実

○成果指標:ボランティアによる図書製作数

○【令和5年度:目標値】ボランティアアンケートによる図書製作数

図書製作数(タイトル数): ボランティア活動調査による図書製作数の集計

点字図書	230	テキストデージー	5
録音図書	123	マルチメディアデージー	5

○成果 (次表のとおり)

図書製作(タイトル数)

※()内は目標値

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	達成率
点字図書	290(194)	296(210)	322(220)	356(230)	154.8%
録音図書	88(71)	103(94)	63(123)	66(116)	56.9%
テキスト デージー	3(5)	3(5)	3(5)	1(5)	20.0%
マルチメディア デージー	4(5)	8(5)	9(5)	11(5)	220.0%

○評価・分析

録音図書については目標を下回ったが、点字図書やマルチメディアデージー図書は目標値を超える製作数となった。

○課題

今後も現在の図書製作数を維持継続できるように取り組んでいくことが必要。

<取組実績>

1 啓発・PR

(図)⇒オーテピア高知図書館と連携

開催日	行事内容	備考
5月11日~31日	パネル展示「ボランティア活動紹介・養成講座募集」	1階 休憩コーナー 展示スペース
5月24日,26日	高知東高等学校:授業「生活と福祉」障害者理解の一環としての出前講座（点字体験、視覚障害者理解、高校生に期待すること）	生徒66名、教員3名
5月21日	JRPS 高知 2023 年度総会 ミニ勉強会 「わたしのパソコン、iPhone 活用法」	1階 会議室
7月1日	土曜夜市 声と点字の図書館紹介チラシ配布	帯屋町商店街アーケード
7月1日,2日	第38回医学情報サービス研究大会 「オーテピアにおける点字図書館、公共図書館との連携について」 ポスター発表セッション	4階 集会室
7月下旬~各戸配布	高知市広報あかるいまち8月号「市役所の推し ゴト 録音図書の貸出サービス」	
7月23日	オーテピア5周年記念 ・トークイベント「あしたから3倍使えるオーテピア」 ・オーテピアまつり「点字の名刺をつくろう」 ・祝開館5周年!みんなのオーテピア川柳	参加人数 トークイベント99名 オーテピアまつり120名
8月2日	香美市立図書館「子ども司書養成講座」 (図)	1階会議室 参加者20名
8月3日	いの町立図書館:夏休みこども教室「見えな いってどんなこと?点字ってなあに?」 視覚障害疑似体験・見えないことについてのお はなし・点字について・点字名刺づくり	いの町立小学生 3年生~6年生対象 15名

8月4日	点字教室（高知市行政出前講座：あなたに届け隊 出前講座） はりまや橋小学校放課後児童クラブ	児童 60 名, 支援員 8 名
8月8日	点字教室（高知市行政出前講座：あなたに届け隊 出前講座） 潮江東小学校放課後児童クラブ	児童 40 名, 支援員 6 名
8月18日	点字教室（高知市行政出前講座：あなたに届け隊 出前講座） 江ノロ小学校放課後児童クラブ	児童 40 名, 支援員 6 名
9月16日	香美市立図書館 読書バリアフリーフェスタ 点字のおはなし会・点字名刺づくり	参加者 55 名
9月23日	オーテピア開館5周年記念 読書バリアフリー研究会 ～みんなに読む喜びと楽しさを伝えよう～	4階 研修室・集会室 参加者 77 名
10月5日	JRPS 高知学習会 点字の歴史・点字名刺づくり	1 階 会議室 参加者 5 名
10月12日～11月1日	パネル展示「点字の世界へいらっしゃい」	1 階休憩コーナー・ 展示スペース
10月15日	ロービジョンケアと読書バリアフリー ～情報セミナーと事例検討～	4階ホール 参加者(会場 12 名 オンライン 24 名)
10月下旬～各戸配布	高知市広報あかるいまち 11 月号 「SDGs vol.8 全ての人を『本』の世界へ」	
11月12日	バリアフリー映画会（図）「コーダ あいのうた」 音声ガイド, 字幕付き映画	4階 ホール 参加者 40 名

11月15日	龍馬生誕祭 声と点字の図書館紹介パンフレット配布	帯屋町商店街アーケード
11月21日	四万十町立東又小学校 点字教室	1階 会議室 児童10名(4年生) 教員2名
11月24日	四万十町立昭和小学校 点字教室, ブラインド歩行体験	児童21名(4~6年生) 教員4名 社協職員2名
12月2日	まちゼミ 声の本(録音図書)作り体験	1階 会議室, 録音室 参加者12名
12月10日	第25回人権啓発フェスティバル こころんフェスタ パネル展示・点字名刺づくり	高知市中央公園
1月10日	出張!オーテピア高知図書館 in 高知市役所 声と点字の図書館紹介パンフレット配布	高知市役所 6階会議室
1月18日~1月31日	パネル展「かたちを選べるバリアフリー図書」	1階 休憩コーナー・ 展示スペース
2月7日	高知県立盲学校出前講座 高等部3年生へ図書館のバリアフリーサービスの紹介	生徒2名 教員4名
2月14日	江ノロ小学校出前講座「見えない・見えにくいということ」 視覚障害疑似体験他	児童28名 教員2名
2月17日, 18日	高知サイエンスフェスタ WEST 声と点字の図書館紹介パンフレット配布	土佐西南大規模公園 (黒潮町)

3月9日,10日	高知サイエンスフェスタ EAST 声と点字の図書館紹介パンフレット配布	田野町総合文化施設 ふれあいセンター
----------	--	-----------------------

2 ボランティア活動

(1) 登録ボランティア数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点訳	87人	87人	99人	110人	104人
音訳	87人	84人	84人	92人	89人
※対面音訳	99人	77人	65人	63人	68人
※デジタル資料製作	32人	32人	28人	37人	38人

※音訳、点訳ボランティアとの重複者あり。

(2) ボランティア養成講座受講者

()内は修了者数

年度	講座定員	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点訳	15人	14(9)人	18(12)人	16(9)人	13(11)人	6(5)人
音訳	15人	12(11)人	16(12)人	15(14)人	11(9)人	12(10)人
デジタル資料製作	10人	9(9)人	実施せず	8(7)人	4(4)人	5(4)人

(3) ボランティア活動推進

(図)⇒オーテピア高知図書館連携

開催日	行事内容	備考
6月17日~3月23日	点訳ボランティア養成講座	1階 会議室他 受講者6名
7月16日	読みの調べ方講座(ボランティア対象) (図)	4階 ホール 受講者12名
8月5日~3月16日	音訳ボランティア養成講座	4階 研修室他 受講者12名
12月10日	対面音訳スキルアップ研修(図)	4階 ホール 受講者15名
1月20日	デジタル資料製作ボランティア養成講座	1階 会議室 受講者5名
2月25日	音訳ボランティアスキルアップ研修	4階 研修室 受講者42名

○その他実績

1 利用登録者の状況

○登録者数

()内は5年以上利用がない人を除いた人数

年度	高知市内	高知市以外	県内合計	県外	合計
令和5年度	446人 (324人)	293人 (204人)	739人 (528人)	89人 (20人)	828人 (548人)
令和4年度	424人 (320人)	276人 (200人)	700人 (520人)	89人 (20人)	789人 (540人)
令和3年度	403人 (304人)	266人 (192人)	669人 (496人)	88人 (19人)	757人 (515人)
令和2年度	382人 (290人)	253人 (182人)	635人 (472人)	88人 (21人)	723人 (493人)
令和元年度	366人 (276人)	238人 (168人)	604人 (444人)	90人 (25人)	694人 (469人)

○県内市町村別登録者数(令和5年度)

圏域別		累計	実人数	新規	圏域別	累計	実人数	新規	
高知市		446	324	33					
安芸	室戸市	3	2		中央西	土佐市	23	19	2
	安芸市	19	16	2		いの町	20	15	2
	東洋町	2	2			仁淀川町	6	5	1
	奈半利町	5	4	1		佐川町	7	4	
	田野町	2	2			越知町	10	5	1
	安田町	4	4			日高村	23	9	
	北川村	2	1			計	89	57	6
	馬路村	0	0		高幡	須崎市	17	10	2
	芸西村	4	2			四万十町	8	6	
	計	41	33	3		梶原町	2	1	
				津野町		4	3		
中央東	南国市	32	23	3		中土佐町	5	4	
	香美市	16	14	2		計	36	24	2
	香南市	18	17		幡多	四万十市	17	11	2
	本山町	3	1			宿毛市	11	7	1
	大豊町	0	0			土佐清水市	14	8	1
	土佐町	3	1			黒潮町	6	4	1
	大川村	1	1			大月町	5	2	1
	計	73	57	5		三原村	1	1	
				計		54	33	6	
				高知市以外	293	204	22		
				合計	739	528	55		

「実人数」5年以上利用がない人を除いた人数

2 図書及び利用状況

(1) 貸出数(タイトル数)

年度		令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
点字図書		740	1,080	904	870	936
録音図書	カセット	338	320	256	222	171
	デージー図書	6,876	7,207	6,015	5,372	5,339
	コンテンツ提供	12,197	12,462	13,566	12,992	13,305
マルチメディアデ ィーデ ィー図 書	マルチメディアデ ィー図書	556	487	313	416	359
	コンテンツ提供	4	28	565	510	343

※「コンテンツ提供」は他館製作デージー図書・マルチメディアデージー図書のデータをサピエ図書館からダウンロードしての貸し出し

(2)サピエ図書館利用状況

○個人会員登録者数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	137人	145人	158人	163人	169人

○個人会員図書データダウンロード利用回数

年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
点字データ	3,396回	3,538回	4,371回	2,983回	3,394回
音声デージー	27,347回	29,333回	31,787回	32,924回	26,493回
テキストデージー	2,452回	3,266回	2,309回	2,245回	1,960回
マルチメディア	33回	45回	25回	46回	24回

3 対面音訳サービス ※オーテピア高知図書館と合同実施

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施数	1,065 回	653 回	929 回	984 回	1,048 回
実利用人数	15 人	15 人	13 人	15 人	16 人

9 関係条例・規則等

○高知市立点字図書館条例

(昭和 42 年 8 月 1 日条例第 41 号)

改正 昭和 42 年 10 月 26 日条例第 49 号昭和 47 年 6 月 24 日条例第 39 号

平成 19 年 10 月 1 日条例第 42 号 平成 29 年 10 月 1 日条例第 53 号

平成 31 年 1 月 1 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 28 条第 2 項の規定に基づいて、本市に点字図書館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 点字図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高知声と点字の図書館

位置 高知市追手筋二丁目 1 番 1 号

(事業)

第 3 条 点字図書館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 点字・録音図書記録その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存して視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資すること。
- (2) 点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアの育成及び支援を図ること。
- (3) 視覚障害についての相談、支援等に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 1 条の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第 4 条 点字図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 火曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。)に規定する休日に当たる場合を除く。) 午前 9 時から午後 8 時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び祝日法に規定する休日 午前 9 時から午後 6 時まで

(休館日)

第 5 条 点字図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は、臨時に開館することができる。

- (1) 月曜日(祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (2) 毎月(8 月を除く。)第 3 金曜日(祝日法に規定する休日に当たる場合を除く。)
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- (4) 8 月中において 4 日の範囲内で市長が指定する日

(使用料)

第6条 点字図書館の利用については、使用料を徴収しない。

(入館の制限及び退館)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館への入館を拒否し、又は点字図書館から退館させることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は点字図書館の資料、施設若しくは設備器具等を汚損し、若しくは破損するおそれがあるとき。
- (2) 管理上必要な指示に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、入館させることが適当でない認められるとき。

(損害の賠償等)

第8条 点字図書館を利用した者が、点字図書館の資料又は施設若しくは設備器具等を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第9条 点字図書館の運営に関し市長の諮問に応ずるとともに、点字図書館が行う事業につき、市長に対して意見を述べる機関として、高知声と点字の図書館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 視覚障害者等の関係団体の代表者等
- (2) 視覚障害者等の福祉、医療及び教育並びにボランティア活動等の関係者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(附則等省略)

○高知市立点字図書館条例施行規則

(昭和 50 年 1 月 1 日規則第 1 号)

改正 昭和 50 年 11 月 1 日規則第 84 号昭和 61 年 2 月 1 日規則第 7 号
昭和 61 年 5 月 1 日規則第 35 号 平成 12 年 4 月 1 日規則第 16 号
平成 19 年 4 月 1 日規則第 44 号 平成 26 年 3 月 1 日規則第 14 号
平成 27 年 4 月 1 日規則第 50 号 平成 29 年 5 月 18 日規則第 100 号
平成 30 年 7 月 24 日規則第 70 号平成 31 年 1 月 1 日規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、高知市立点字図書館条例(昭和 42 年条例第 41 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第 2 条 点字図書館に次の職員を置く。

- (1) 館長
- (2) 司書
- (3) その他の職員

(高知声と点字の図書館運営協議会)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する高知声と点字の図書館運営協議会(以下「協議会」という。)に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、点字図書館において処理する。
- 8 前各項に規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(点字図書館資料等の管理等)

第 4 条 次に掲げる点字図書館資料等(以下「図書館資料等」という。)の購入、検収及び管理については、図書館資料等の合理的、かつ、能率的な運営を図るため、高知市物品会計規則(平成 8 年規則第 31 号)第 54 条の規定により、この規則の定めるところにより行う。

- (1) 点字図書、録音図書その他の資料(以下「図書等」という。)
- (2) 読書機器、情報機器及び日常生活支援用具(以下「読書機器等」という。)
- (3) 図書等の資料製作用機器(以下「資料製作用機器」という。)

(図書館資料等の年度区分)

第5条 図書館資料等の受入れ及び払出しは、会計年度によって区分し、その所属年度は、現に受入れ又は払出しのあつた日の属する年度とする。

(寄贈図書館資料等の受入れ)

第6条 寄贈された図書館資料等(以下「寄贈図書館資料等」という。)の受入れは、館長が行う。

2 寄贈図書館資料等には、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を記入してその厚意を記念するものとする。

3 寄贈に要する経費は、寄贈者の負担とする。ただし、特に必要があると認めるときは、その経費の一部又は全部を市で負担することができる。

(帳簿の記載)

第7条 館長は、図書館資料等の受入れ及び払出しに関する基本帳簿及び必要な補助簿等を備えて図書館資料等の管理を明らかにしなければならない。

2 基本帳簿への記載は、その記載原因の発生の都度、直ちにしなければならない。

(帳簿記載の省略)

第8条 消耗度の高いもの及び時期性の強いもの並びに雑誌、新聞、パンフレット等については、前条の規定にかかわらず、基本帳簿への記載を省略することができる。

(館内利用)

第9条 図書館資料等は、館内で職員の指示に従い利用できる。

(貸出しを受けることができる者)

第10条 図書等及び読書機器等の個人貸出し(以下「個人貸出し」という。)を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者(以下「視覚障害者等」という。)

(2) 前号に掲げる者のほか、館長が適当と認めた者

s

2 個人貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、点字図書にあっては10タイトル以内、録音図書その他の資料にあっては20タイトル以内とする。

3 団体貸出しについて、同時に貸し出すことができる図書等の数量は、50タイトル以内とする。ただし、館長が必要と認めるときは、その数量を変更することができる。

4 同時に貸し出すことができる読書機器等の数量は、館長が定める。

(ボランティアの登録)

第13条 条例第3条第2号に規定する点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアとして活動しようとする者は、館長の定めるところにより登録を受けなければならない。

(資料製作用機器の貸出し)

第14条 資料製作用機器の貸出しを受けることができる者は、前条の登録を受けた者(以下「登録ボランティア」という。)及び館長が適当と認めた者とする。

2 資料製作用機器の貸出期間は、登録ボランティアにあつては当該登録期間内とし、館長が適当と認めた者にあつては館長が認めた期間とする。

(不用図書館資料等の廃棄)

第 15 条 館長は、不用又は使用不能になった図書館資料等は、適時にこれを廃棄し、常に図書館資料等の質的向上を図るものとする。

2 館長は、善良な管理の下で図書館資料等が亡失したときは、その事情を調査し、6 月以上経過しても未解決のときは、これを除籍処分にすることができる。

(施設の使用)

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、点字図書館の施設を使用させることができる。

- (1) 視覚障害者等が更生のための研修会等に使用するとき。
- (2) 視覚障害者等の援護及び福祉を目的として使用するとき。
- (3) 点訳及び録音奉仕活動のために使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

2 点字図書館の施設を使用しようとする者は、市長に事前の許可を受けるものとする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(附則等省略)

○高知声と点字の図書館長に対する事務委任規則

(平成 29 年 5 月 18 日規則第 101 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 153 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を高知市立点字図書館条例施行規則(昭和 50 年規則第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する館長(以下「点字図書館長」という。)に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

第 2 条 点字図書館長に委任する事務は、点字図書館に関する事務のうち次に掲げるものとする。

- (1) 点字図書、録音図書その他の資料(以下「図書等」という。)の収集、整理及び閲覧並びに貸出しに関する事。
- (2) 図書等の奨励及び相談事業に関する事。
- (3) 貸出中の図書等の紛失又は破損に対する弁償に関する事。
- (4) 点訳・音訳ボランティアその他点字図書館ボランティアの育成及び支援に関する事。
- (5) 館報、目録及び利用案内等の編集及び刊行に関する事。
- (6) 点字図書館の施設の使用許可に関する事。
- (7) 3 日以内の臨時休館に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、点字図書館の管理及び運営に関する事。

(異例に属する事務等の取扱い)

第 3 条 点字図書館長は、前条の規定により委任された事務であっても、異例に属し、又は特に重要と認められる事務については、あらかじめ市長の指示を受け、又は必要に応じて市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 24 日規則第 71 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○高知声と点字の図書館利用者サービス等実施要綱（平成30年7月24日制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知市立点字図書館条例施行規則（昭和50年規則第1号。以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、高知声と点字の図書館（以下「声と点字の図書館」という。）における図書等及び読書機器等（以下「資料等」という。）の貸出しその他のサービスの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

（視覚障害者等）

第3条 規則第10条第1項第1号に規定する視覚障害者等とは、別表1に掲げる障害等の状態にあり、かつ、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条第3項に規定する視覚著作物を視覚によりその表現が認識される方式によって利用することが困難な者をいう。

（利用登録）

第4条 規則第11条第1項の登録（以下「利用登録」という。）を受けようとする者は、所定の利用登録申込書により館長に申し込むものとする。ただし、利用登録を受けようとする者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し込むことができる。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該申込みをした者の利用登録を行うものとする。この場合において、個人貸出しに係る利用登録の申込みについては、別表2に定める確認事項によりその内容を確認するものとする。

（貸出手続）

第5条 利用登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、資料等の貸出しを受けようとするときは、館長に申し出るものとする。ただし、登録者が声と点字の図書館に来館できないときは、電話、ファクシミリ、郵便、電子メール等により、又はその代理人が申し出ることができる。

（登録の取消し等）

第6条 館長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用登録を取り消し、又は資料等の貸出しを停止することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用登録を受けたとき。
- (2) 貸出しを受けた資料等を転貸したとき。
- (3) 規則第12条第1項に規定する貸出期間を経過し、貸出しを受けた資料等の返却の督促を受けたにもかかわらず当該資料等を返却しないとき。
- (4) 高知市立点字図書館条例（昭和42年条例第41号）、規則又はこの要綱に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が不相当と認めるとき。

（ボランティアの登録）

第7条 規則第13条の登録を受けようとする者は、所定の様式により館長に申し込むものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認められたときは、当該申込みをした者を所定のボランティア名簿に登録するものとする。

3 館長は、登録ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すことができる。

(1) 登録ボランティアとしての活動（以下「ボランティア活動」という。）を中止する申出があったとき。

(2) 1年以上ボランティア活動の実態がないとき。

（その他のサービスの利用等）

第8条 登録者のうち、個人貸出しの利用登録を受けたもの（以下「個人貸出登録者」という。）は、声と点字の図書館において、次に掲げるサービスを利用することができる。

(1) サピエ図書館サービス（特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する視覚障害者情報総合ネットワークに声と点字の図書館を通じて会員登録した個人貸出登録者に対し、当該ネットワークが録音図書等のデータ等を提供するサービスをいう。）

(2) 対面音訳サービス

(3) 資料製作サービス（オーテピア高知図書館（高知県立図書館と高知市立市民図書館の合築により整備する図書館をいう。）が所蔵する図書館資料又は個人貸出登録者が所有する資料について点訳、音訳又はデジタル化の方式による製作を行うサービスをいう。）

2 登録者は、資料等の貸出しを受けるに当たっては、郵送貸出サービスを利用することができる。

3 前2項に規定するサービスを利用する場合は、個人貸出登録者又は登録者は、館長に申し出るものとする。ただし、第1項第2号に掲げるサービスを利用する場合は、個人貸出登録者は、あらかじめ当該サービスの利用を希望する日時を申し出るものとする。

（資料製作サービスによる製作）

第9条 館長は、前条第1項第3号に掲げるサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料について他の点字図書館等において個人貸出登録者の求める方式で製作されておらず、かつ、製作される予定がない場合（館長が必要と認める場合を含む。）に限り、当該方式により製作することができる。

2 前項の製作は、点訳、音訳又はデジタル化の方式のうちいずれかの方式によるものとし、同一資料について複数の方式で製作しないものとする。

（郵送貸出サービスによる貸出し）

第10条 館長は、第8条第2項に規定するサービスの利用について同条第3項の規定による申出があったときは、当該申出に係る資料等が郵便法（昭和22年法律第165号）第27条第2号又は第3号に掲げる郵便物に該当する場合に限り、郵送により貸

し出すものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、館長は、郵便法第27条第3号に掲げる郵便物に該当しない録音図書その他の資料について、特に必要と認めるときは、郵送により貸し出すことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月24日から施行する。

別表1

障害等の状態
視覚障害
聴覚障害
肢体障害
精神障害
知的障害
内部障害
発達障害
学習障害
いわゆる「寝たきり」の状態
一過性の障害
入院患者
その他館長が認めた障害

別表2

利用登録確認項目リスト

確認事項
身体障害者手帳がある。 [] 級
精神障害者保健福祉手帳がある。 [] 級
療育手帳（愛の手帳）がある。 区分 []
医療機関・医療従事者からの証明書がある。
福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある。
学校・教師から障害の状態を示す文書がある。
職場から障害の状態を示す文書がある。
学校における特別支援を受けている、又は受けていた。
福祉サービスを受けている。
ボランティアのサポートを受けている。
家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている。
活字をそのままの大きさでは読めない。

活字を長時間集中して読むことができない。

目で読んでも内容が分からない，あるいは内容を記憶できない。

身体 <small>からだ</small> の病臥 <small>びや</small> 状態，まひ等により，資料を持ったりページをめくったりできない。

その他原本をそのままの形では利用できない。

(障害の種類) 視覚，聴覚，平衡，音声，言語，咀嚼，上肢，下肢，体幹，運動—
上肢，運動—移動，心臓，腎臓，呼吸器，膀胱，直腸，小腸，免疫

令和6年度要覧

令和6年6月発行

編集・発行

オーテピア高知声と点字の図書館

〒780-0842 高知市追手筋 2-1-1 オーテピア 1階

電話 088-823-9488 FAX 088-820-3218

<https://otepia.kochi.jp/braille>